

告示

埼玉県選管告示第五十二号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和六年十月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏 芳

選挙区名	職務	住所	氏名
第一区	選挙長	埼玉県鶴ヶ島市	長峰 宏 芳
第二区	代理すべき職務を	埼玉県さいたま市緑区	松本 徳子
第三区	選挙長	埼玉県さいたま市見沼区	尾前 健三
第四区	代理すべき職務を	埼玉県桶川市	廿樂 章
第五区	選挙長	埼玉県川口市	菅 克己
第六区	代理すべき職務を	埼玉県三郷市	石島 哲也
第七区	選挙長	埼玉県所沢市	西山 淳次
第八区	代理すべき職務を	埼玉県川口市	三上 智絵
第九区	選挙長	埼玉県さいたま市中央区	桑折 恭平
第十区	代理すべき職務を	埼玉県さいたま市浦和区	片岡 浩一